

- Q. 計画外停電時の事業所や他市町村との協定は
A. 本町で万全な対策を講ずるのが先決
- Q. スクールバスの安全対策は
A. 職員の交通安全モラルに任せている

計画外停電への対策



西内 陽美 議員

質問 平成24年11月末、胆振地方におきたような大規模な計画外停電に対するコミュニケーションや対策は講じられているのか。災害時に必要な機器の調達に関する協定を民間事業所との間で締結する自治体が増えているが、本町はどうか。また、大規模な計画外停電が起きた場合、近隣市町と互いに避難しあえる協議等は進められているのか。

町長 大規模な計画外停電時には、災害対策本部を中心に対応することとなっている。具体的には公営住宅のエレベーターの緊急停止からの救助や信号機停止への対応、登下校中の児童・生徒の誘導、スキー場リフトの安全確認等、各課で対応すべき対策を挙げて確認している。

停電が2時間を超えると避難所開設の準備に取りかかり、6時間を超えると対策本部を設置し、段階的に職員を配備することとしている。

特に民間事業所との協定は締結していないが、計画外停電時における非常用電源に関しては、燃料式の発電機を購入したことにより、避難所における電灯、ストーブ、テレビなど、必要最小限の電源は確保できている。我が町として出来ることをしっかりと取り組むことが先決。

現段階では、近隣市町との協定も結んではないが、人的見地から互いに協力できるように整えることが重要と考えている。

スクールバスの安全対策

質問 12月3日道北のあるまちで、スクールバスが横転し生徒8人が負傷する事故が起きた。原因はスクールバス運転者の乗務前日の飲酒による酒気帯び運転であった。本町のスクールバスの安全運行マニュアルの概要と、運転者の乗車前の健康状態確認方法の内容はどのようになっているのか。

教育長 運行目的・バス運転の心得を記した前文に始まり、運行経路図、停車場、緊急時の対応等、全20ページにわたった運行マニュアルがある。

現在、運転手の体制は正職員2名と臨時職員3名で運行しており、勤続年数20年以上のベテラン職員や運転業務に精励した経験豊かな人材を配置している。

体調管理や酒気帯び運転防止等は、普段から個人のモラル、自覚に任せているが、今後児童生徒の安全を第一に考え、安全運行に努めるよう指導を強化する。

再質問 健康状態の確認方法は、自己申告ではなく二人以上による確認が必要ではないか。また、乗車前のアルコール呼気検査を義務付けて記録を残す自治体が増えているが、本町では実施しているのか。

教育長 呼気検査は将来的には必要になることも考えられるが、現在は実施していない。スクールバス運行は3方面で3名が運行に従事することになっているが、それぞれの職員のモラルの中で確認し合いながら運行に従事している中で、普段から安全運転への意識は高い状況にある。



スクールバスに乗車する小学生